

(平成23年1月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	9 件

三重国民年金 事案 967

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月から37年3月まで
② 昭和42年12月から46年3月まで
③ 昭和56年7月から同年9月まで

国民年金保険料は、夫婦二人分を納付していた。妻である私の納付記録は訂正されたので、申立期間についても納付済みに訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻の年金記録に係る申立て(申立期間は、昭和43年8月から47年3月までの期間及び56年7月から同年9月までの期間)については、i) 昭和43年8月から47年3月までの期間については、申立人の妻は、市役所から未納の通知が来たことを受け、まとめて納付したとしているところ、申立人及び申立人の妻共に、50年12月に第2回特例納付により国民年金保険料を納付している期間があることが確認でき、申立人の妻が納付したとする金額が、この特例納付した金額と当該期間を特例納付した場合の保険料額を合わせた金額とおおむね一致すること等を理由として、ii) 56年7月から同年9月までの期間については、3か月と短期間である上、当該期間の前後の保険料は現年度納付されていること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

申立人の妻は、自身の年金記録の訂正が必要である旨認められたことを受け、「国民年金保険料は夫婦二人分を同じ様に納付していたので、夫の年金記録についても訂正してほしい。」と主張していることから、申立期間①及

び②については第2回特例納付に係る申立て、申立期間③については現年度納付に係る申立てであると考えられるが、このうち、申立期間①及び②については、仮に申立人の妻が、上記の特例納付した期間（申立人の妻の年金記録の訂正が必要であると認められた昭和43年8月から47年3月までの期間を含む。）と併せて、申立期間①及び②についても特例納付したと想定した場合、必要となる保険料額は、申立人の妻が納付したとする金額と大きく相違する。

また、申立人の妻は、申立期間①については、その当時、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたのではないかと主張しているが、申立人の妻の同期間の保険料については、現年度納付ではなく、上記の特例納付により納付されたものであることから、申立人の妻の供述に不合理な点がみられる上、申立期間①について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②について、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間③については、3か月と短期間である上、申立期間③前後の国民年金保険料は現年度納付されていることなどから、あえて申立期間③のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から同年12月までの期間及び44年9月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年8月から同年12月まで
② 昭和44年9月から45年3月まで

昭和47年に、市役所の職員から、特例で国民年金保険料の未納分を納付することができると言われ、未納期間のうち昭和44年度の1年分の国民年金保険料を納付したので、申立期間②を含む同年度の納付記録が無いことは納得できない。また、44年度のうち44年4月から同年8月までの5か月については、最近、厚生年金保険被保険者記録が統合されたが、当時、厚生年金保険被保険者記録が適切に確認されていれば、ほかの未納期間に納付していたはずであるので、この5か月分の保険料については、ほかの未納期間のうち、当時納付することができた42年8月から同年12月までの5か月分を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「昭和47年度第1期分国民年金保険料納入済通知書」をみると、当該納入済通知書に係る本来の納付対象期間である昭和47年4月から同年6月までの3か月分の保険料のほかに、「44年1年分4,800入金」と手書きで記載されており、その記載に不自然な点は見当たらないことから、申立人は、昭和47年度第1期分の保険料を納付した際に、「44年1年分」の保険料として4,800円を併せて納付したものと考えるのが自然である上、47年の時点で、44年1月から同年3月までの保険料は既に納付済みであったことを踏まえると、当該記載は、44年度の1年分を示すものとするのが妥当である。

これについて、申立人は、昭和47年6月に昭和44年度1年分の国民年金

保険料を全て特例納付により納付したとしているものの、当時実施されていた第1回特例納付により1年分の保険料を納付した場合の保険料額は、上記納入済通知書に記載されている金額と一致しないことから、申立人が、44年度1年分の保険料を全て第1回特例納付により納付したことは考え難い。

しかしながら、上記納入済通知書は、本来、昭和47年度第1期である昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料の納付書に係るものであることから、この納付書について、同年4月に作成されたと考えても不自然ではなく、このことを前提にすると、同年4月の時点では、44年度のうち、44年4月から同年12月までの保険料については第1回特例納付により、45年1月から同年3月までの保険料については過年度納付により、それぞれ納付することとなるところ、この場合の保険料額は、当該納入済通知書に記載されている金額と一致する。このため、申立人は、44年4月から同年12月までの保険料は第1回特例納付により、45年1月から同年3月までの保険料は過年度納付により、それぞれ納付したものと考えるのが自然である。

また、昭和44年度のうち昭和44年4月から同年8月までについては、平成22年8月に厚生年金保険被保険者記録が統合されたことにより厚生年金保険被保険者期間となっており、本来は特例納付の対象期間ではなかったと考えられる上、特例納付は先に経過した月の分から順次行うものとされていることなどを勘案すると、当該期間の国民年金保険料については、当時特例納付が可能であったほかの未納期間のうち、42年8月から同年12月までの保険料として納付されたものとするのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

三重厚生年金 事案 1402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③のうち、昭和 31 年 5 月 1 日から 32 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を昭和 31 年 5 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を 32 年 1 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 1 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 1 月 1 日まで
② 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 1 月 1 日まで

昭和 29 年 4 月、伯父の紹介で兄と一緒に A 社に入り、伐採作業に従事していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人が、当該期間における A 社の同僚であると主張している二人の供述から、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

また、これらの同僚のうち一人は、「申立人は、私より先に A 社に勤めており、伐採の仕事をしていた。私は申立期間当時、同社で社会保険の業務をしており、伐採のような危険な作業に従事する人は、全て厚生年金保険に加入させていた。」と供述している上、当該事業所において昭和 31 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、「入社して 1、2 年目は、兄に付いて伐採の仕事を教えてもらっていたが、3 年目からは兄の手助けを必要とせず、自分一人で伐採の仕事ができるようになった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間③のうち、昭和 31 年 5 月 1 日から 32 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③のうち、昭和 31 年 5 月から同年 12 月までの標準報酬月額については、申立人の申立期間③直後の昭和 32 年 5 月 1 日の社会保険事務所（当時）の記録及び同僚の同年 5 月 1 日までの標準報酬月額の変遷から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社の後継組織である B 社は、当時の資料が保管されていないことから、申立期間③のうち、昭和 31 年 5 月から同年 12 月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは通常処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 31 年 5 月から同年 12 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①、②、及び申立期間③のうち昭和 31 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までについて、申立人が A 社の同僚であると主張している一人の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「入社後、1、2 年目は兄について伐採の仕事を教えてもらっていた。」と供述していることから、当該期間については見習期間であったことが推認できる上、申立人が自分より 1 年から 2 年前に入社したと記憶している同僚は、昭和 31 年 6 月に資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②、及び申立期間③のうち昭和 31 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、及び申立期間③のうち昭和 31 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1403

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月31日から6年1月1日まで

私は、平成4年7月1日から5年12月31日までA社に勤務していた。同年12月分の給与で厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金事務所に照会したところ、「資格喪失日が平成5年12月31日となっている。」との回答があった。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書によると、申立人が平成4年7月1日から5年12月31日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、「当社の常勤職員は、月初採用、月末退職の契約であるため月途中の退職は無い。また、職員名簿に記載された申立人の退職日は平成5年12月31日である。」との回答があった。

さらに、オンライン記録によると、申立人が勤務した部署の前任者及び後任者を含む3人の同僚の資格喪失日の記録は、12月31日ではなく、いずれも1月1日となっていることが確認できる上、そのうちの一人は、「私が退職した時、年末の数日は勤務していないが退職日は12月31日であった。申立人の退職日が12月30日となっているのは、事務担当者の誤りではないか

と思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び申立人のA社に係る平成5年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である平成5年12月31日となっており、離職日は同じであるところ公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA丸における申立期間①の資格取得日に係る記録を昭和41年2月22日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を5万2,000円に、申立期間②の資格取得日に係る記録を43年1月29日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の船員保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月22日から同年3月1日まで
② 昭和43年1月29日から同年3月1日まで
③ 昭和45年4月30日から同年10月14日まで

申立期間①、②及び③について、いずれの期間も船員手帳では雇入れの期間になっており、当該期間は、船長及び一般の乗組員とも船員保険の被保険者になっているが、年金事務所に照会したところ、私の記録が無く、納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された船員手帳によると、A丸に係る雇入年月日は昭和41年2月22日、雇止年月日は同年10月24日と記載されていることから、申立人が申立期間①に同船に乗船し勤務していたことが確認できる。

また、申立人の船員手帳から確認できるA丸の船長に照会したところ、「かつお漁船は、出漁前にエンジン等の整備を行うため、船長をはじめ数人が乗船していた。整備に当たり、機関部門責任者の機関長である申立人が乗船せず、エンジン等の整備を行うことは考えにくい。」と供述している上、同船の船員保険被保険者名簿により確認できる申立期間①に同船に乗船して

いた同僚に照会したところ、「私は知り合いの口利きでA丸に機関員として乗船していたが、機関員が機関長である申立人より先に乗船することはなく、一緒に乗船していたはずだ。」と供述している。

さらに、オンライン記録及び船員保険被保険者名簿によると、出漁前に勤務していた船長及び同僚は、申立期間①において船員保険の被保険者であることが確認できる。

申立期間②について、申立人から提出された船員手帳によると、A丸に係る雇入年月日は昭和43年1月29日、雇止年月日は同年10月23日と記載されていることから、申立人が申立期間②に同船に乗船し勤務していたことが確認できる。

また、A丸の船員保険被保険者名簿から確認できる申立期間②に漁労長として乗船していた同僚に照会したところ、「A丸は小さな船で、1、2月に出漁することは無く、申立期間②の時期は、出漁の準備や船の整備のため数人が乗船していたが、誰を乗船させるかについては、全て船長が決めていた。」と供述していることから、船長に照会したところ、「かつお漁船は、出漁前にエンジン等の整備を行うため、機関部門責任者の機関長である申立人が乗船せず、エンジン等の整備を行うことは考えにくい。」と供述している上、オンライン記録及び船員保険被保険者名簿によると、出漁前に勤務していた船長及び漁労長ら5人は、申立期間②において船員保険の被保険者期間であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②について船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①の資格取得日に係る記録を昭和41年2月22日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA丸における同年3月1日の社会保険事務所（当時）の記録から5万2,000円に、申立期間②の資格取得日に係る記録を43年1月29日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同船における同年3月1日の社会保険事務所の記録から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の船舶所有者は既に他界しており不明である上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③については、申立人のB丸の船員保険被保険者台帳には昭和45年2月1日に資格取得し、同年4月30日に資格喪失と記載されてお

り、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、B丸の船員保険被保険者名簿には、申立人の欄に、「傷病手当金 45年4月13日」及び「喪失後受給 45年5月12日」と記載されていることが確認できることから、申立期間③については、同船に乗船していなかったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間③における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和20年11月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月1日から同年11月1日まで

A社の資格喪失日が、昭和20年5月1日となっているが、戦争が終わった後も同社に勤めていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る書換え後の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は昭和19年6月1日に資格取得し、20年5月1日に資格喪失していることが確認できる上、複数の同僚も同日付けで資格喪失していることが確認できる。

しかしながら、書換え前のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人のほか複数の同僚について、資格取得日は記載されているものの、資格喪失日の記載が無い。

また、このことについて社会保険事務所(当時)では「申立人の資格喪失日を特定できる資料は見当たらない。」と回答しており、申立期間当時の社会保険事務所において記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したところ、複数の同僚が「当該事業所は兵器工場であったため、終戦前に辞める人はほとんどいなかった。」と供述している上、ほかの同僚からは「申立人は昭和20年10月終わり頃まで当該事業所で勤務していたと思う。」との供述があり、申立人が申立期間も同社に勤務していたことが推認

できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人の資格喪失日は昭和 20 年 11 月 1 日と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年10月1日まで
年金事務所の回答では、平成2年10月から3年9月までの標準報酬月額が8万円となっているが納得できない。申立期間に係る標準報酬月額が給与から計算された報酬月額に見合う額と相違しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成2年10月1日の定時決定で44万円から最低等級の8万円（報酬月額は、4万円）に改定され、3年10月1日の定時決定で44万円に改定されていることが確認できる。

このことについて、報酬月額が標準報酬月額表の最低等級を下回る場合、社会保険事務所は実報酬月額をオンライン記録に登録することになっていることから、上記報酬月額を44万円と入力すべきところ4万円とオンライン記録に入力処理をしたため、標準報酬月額が最低等級の8万円と決定されたものと考えられる。

また、A厚生年金基金から提出された申立期間に係る事業所別加入員記録・月額累計表から、申立期間の標準報酬月額は44万円であることが確認でき、同基金は、申立期間当時の届出書は複写式で、社会保険事務所へ提出する届出書と兼ねていたと回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立期間について、事業主は44万円の標準報酬月額に相当する報酬月額を届け出たものと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

三重厚生年金 事案 1407

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成6年2月から同年9月までは20万円、7年9月は24万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が上記訂正後の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月10日から10年11月21日まで

ねんきん特別便に記載されている標準報酬月額及び厚生年金保険料納付額が、私の保管している給与支払明細書と異なっているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年2月から同年9月まで及び7年9月については、申立人から提出された給与支払明細書から、申立人が主張するとおり、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成6年2月から同年9月までは20万円、7年9月は24万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成6年10月から7年8月まで及び同年10月から8年9月までの標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できる。

また、平成8年10月から10年10月までの標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致している。

このほか、当該期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち平成6年10月から7年8月まで及び同年10月から10年10月までの標準報酬月額については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

三重厚生年金 事案 1408

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成16年6月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を、履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月21日から同年7月1日まで
② 平成16年7月1日から19年9月1日まで
③ 平成16年12月
④ 平成17年8月
⑤ 平成17年12月
⑥ 平成18年7月
⑦ 平成18年12月
⑧ 平成19年7月

平成16年6月21日から本採用となったにもかかわらず、年金事務所の回答では、厚生年金保険の記録は同年7月1日からとなっていることから、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。また、給与明細書の総支給額と厚生年金保険の標準報酬月額等が大幅に異なっていることから、実際の支給額に見合った標準報酬月額と賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人が同社で継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書及び源泉徴収簿

兼賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人が主張するとおり、当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額よりも高い額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給与明細書及び源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

申立期間③から⑧については、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳から、平成 16 年 12 月、17 年 8 月、同年 12 月、18 年 7 月、同年 12 月、19 年 7 月に賞与が支払われているものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、平成 19 年 7 月の賞与額については、オンライン記録の標準賞与額と一致している。

このほか、申立期間②及び③から⑧について、標準報酬月額及び標準賞与額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び③から⑧について、申立人が主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38年4月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から39年6月までは1万8,000円、同年7月から40年9月までは2万2,000円、同年10月から41年4月までは2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月30日から41年5月1日まで

申立期間は、A社で資材の配達業務に従事しており、その間、勤務形態や勤務内容に変更は無かった。年金事務所に照会したところ、「昭和38年4月30日が資格喪失日となっている。」との回答があり、納得できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年9月25日にA社に入社し、41年5月1日に退職するまで、厚生年金保険被保険者であったとしているが、同事業所の被保険者原票及びオンライン記録では、38年4月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立期間にA社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、同僚一人が「申立人が当該事業所を退職した時期は明確ではないが、申立人とは3年くらい一緒に勤務していたと思う。」と供述しており、供述内容が申立期間とほぼ一致している上、ほかの同僚一人は「申立人から、配送の仕事を教えてもらっていた。私が退職する時には、申立人は勤務していた。」と供述して

いる。

また、申立人及び当該事業所の理事の供述から、申立人が申立期間において勤務形態及び業務内容に変更は無く、当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立人の資格喪失時の標準報酬月額の記録及び同僚の標準報酬月額から推定して、昭和38年4月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から39年6月までは1万8,000円、同年7月から40年9月までは2万2,000円、同年10月から41年4月までは2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和38年4月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から41年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 969

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで

昭和49年10月に結婚し、婚姻届を提出した際、夫と一緒に国民年金の加入手続を行った。それ以降、離婚するまで、夫は、自身の国民年金保険料と併せて私の分も払ってくれていた。婚姻直後の6か月が未納であるとは信じられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の元夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は昭和49年10月に婚姻しており、申立人の国民年金手帳記号番号は同年12月に払い出されているが、申立人は、婚姻期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、全てその元夫に任せていたとしているため、納付状況が不明である上、その元夫の所在についても分からないとしており、申立期間に係る保険料納付についての供述を得ることはできなかったほか、申立期間と同期間について、その元夫も未納となっている。

さらに、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 970

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から50年3月まで

申立期間当時は、両親と一緒に自営業を営んでおり、国民年金の加入手続は両親が行ってくれた。国民年金保険料についても、昭和49年までは母親が町内の集金人に支払っており、それ以降は妻が支払っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の両親又は申立人の元妻が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の両親は他界しているため、加入手続の状況及び申立期間のうち、その両親が納付していたとする期間に係る保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の名前の読み方を幾通りか変えるなどして調査しても、申立期間について、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は未加入期間となっている上、申立期間の一部について、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の元妻についても、申立人との婚姻期間については未加入期間となっており、国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年9月までの期間及び56年4月から57年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から同年9月まで
② 昭和56年4月から57年12月まで

31歳の時に国民年金に加入して以降、国民年金保険料は、集金で納付したり、市役所で納付書により納付したりしていた。滞納なく納めてきたので、申立期間についても納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、定期的に国民年金保険料を納付しており、納付が滞ることがあっても3か月程度であったとしているが、オンライン記録、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿により、申立人の保険料納付状況をみると、申立期間①直後の昭和53年10月から54年3月までの期間及び同年7月から55年3月までの期間の保険料を同年11月に、申立期間②直後の58年1月から同年3月までの期間の保険料を60年4月に、それぞれ過年度保険料として遡って納付しているなど、当時、申立人が定期的に保険料を納付していたとは言い難い状況が見受けられる。

さらに、申立期間①及び②共に、その直後の期間の国民年金保険料が、それぞれ納付時効到来直前に過年度納付されていることから判断すると、申立期間については、時効により保険料を納付できなかったものと考えるのが自然である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 972

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年1月まで

昭和55年3月にA市からB市へ転出したが、同年3月まで勤めていた職場を退職する際、厚生年金基金の喪失届をもらい、新住所で国民年金への切替手続をするように指示された。年金を途切れさせることがないようにしてきたので、申立期間が未加入期間となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、昭和56年2月に国民年金被保険者資格の再取得手続を行った記憶は無く、55年3月にB市に転入した際に当該手続を行ったとしているが、同市の56年4月30日時点における昭和55年度の国民年金保険料検認記録表をみると、55年4月から56年1月までの期間は国民年金の未加入期間、同年2月及び同年3月は加入期間となっており、同年4月の時点で、同市においても既に申立期間が未加入期間であったことが確認できる上、申立期間について、申立人の夫は共済組合に加入していることから、国民年金には任意加入対象となるが、任意加入対象期間については、再取得手続を行った時点から遡及して国民年金に加入することはできないほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、上記国民年金保険料検認記録表の申立人と同ページに記載されている国民年金被保険者のうち、昭和55年4月から56年3月まで国民年金に加入している被保険者について、検認記録の状況を見ると、毎月検認記録が有る被保険者又は3か月ごとに検認記録が有る被保険者のいずれかである上、毎月検認記録が有る被保険者同士の検認日と3か月ごとに検認記録が有る被

保険者同士の検認日は、それぞれにおいて同日であることから、当時、B市では、年度当初から国民年金に加入している被保険者については、毎月又は3か月ごとのいずれかにより、定期的に保険料納付に係る検認記録が行われていたものと考えられるが、56年2月及び同年3月の保険料に係る申立人の検認日は、いずれの被保険者の検認日とも異なっており、申立人が同年2月から保険料納付を開始していることに不自然さは見受けられない上、同表に記載されている申立人に係る検認金額も付加保険料を含めた当該2か月分の保険料額と一致している。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 973

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から56年3月まで

申立期間当時、自営業を営んでおり、確定申告は税理士に頼んでいた。国民年金と国民健康保険は国民の義務と考えているので一度も未納は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、昭和46年5月頃に自身の国民年金加入手続を行ったとしているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、56年3月に夫婦連番で払い出されており、申立人は、当該記号番号により20歳まで遡及して国民年金被保険者資格を取得している（平成20年2月に、資格取得日を昭和46年5月に訂正済み）が、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人の妻は、保険料を遡及して納付した記憶は無いとしているほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人夫婦に係るA市の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「職権適用」の印が押されていることから、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は職権により払い出されたものであることが確認でき、同市において、それ以前に申立人夫婦が国民年金に加入していた形跡が無かったことがうかがわれる上、同名簿の備考欄には、「56. 4～納付希望」と記載されており、事実、申立人夫婦共に、昭和56年4月以降の国民年金保険料については現年度納付されていることを踏まえると、申立人夫婦は、同年3月に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年4月の保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立人夫婦が現在所持しており、かつ、国民年金加入手続を行った際に受け取ったものではないかとしている年金手帳も、昭和 56 年 3 月に払い出された国民年金手帳記号番号により作成されたものである上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 974

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から56年3月まで

申立期間は、パートタイマーをしながら子育てをしていた時期であるが、国民年金保険料は、夫の分と一緒に納付していた。国民年金の加入手続は、昭和48年10月に退職後、夫が市の出張所で行った。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人夫婦は、共に申立人の国民年金加入手続についての記憶は曖昧であり、加入手続の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年3月に夫婦連番で払い出されており、申立人は、当該記号番号により20歳まで遡及して国民年金被保険者資格を取得しているが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人は、保険料を遡及して納付した記憶は無いとしているほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人夫婦に係るA市の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「職権適用」の印が押されていることから、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は職権により払い出されたものであることが確認でき、同市において、それ以前に申立人夫婦が国民年金に加入していた形跡が無かったことがうかがわれる上、同名簿の備考欄には、「56. 4～納付希望」と記載されており、事実、申立人夫婦共に、昭和56年4月以降の国民年金保険料については現年度納付されていることを踏まえると、申立人夫婦は、同年3月に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年4月の保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立人夫婦が現在所持しており、かつ、国民年金加入手続を行った際に受け取ったものではないかとしている年金手帳も、昭和 56 年 3 月に払い出された国民年金手帳記号番号により作成されたものである上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月から61年3月まで

正確な時期ははっきりと覚えていないが、私が経営している店にA市の職員が来て、「5年ぐらい国民年金保険料を払っていない期間がある。」と言われた。その後、その職員が2か月に1度、払っていない期間の保険料の徴収に来ていた。その職員からは、「これで完納しました。」と言われたので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、時期は明確ではないながらも、A市の職員の訪問を受けたことを契機として、それまでの未納期間に係る国民年金保険料を順次納付したとしているところ、同市に照会した結果、申立人の記憶する職員は、昭和63年6月から同市の臨時職員として勤務を開始したことが確認できたことから、申立人が当該職員の訪問を受けたのは、早くとも同年6月以降であると考えられるが、その時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、申立人は、昭和63年7月に、その時点で遡及納付可能な61年4月まで遡及した上で、同年同月から同年9月までの保険料を過年度納付しており、それ以降、平成元年2月までにかけて、複数回にわたり保険料を過年度納付していることが確認できるところ、これら遡及納付を開始した時期が、申立人が記憶するA市の臨時職員が勤務を開始した時期と一致していることを踏まえると、申立人は、こうした保険料納付を申立期間の保険料納付と錯誤している可能性も考えられ

る。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和40年5月頃に払い出されたものとみられるが、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 976 (事案 81 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から11年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から11年12月まで
申立期間に係る申立てについては、記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、その後、この期間の確定申告書の控えが見付かったので、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間(当初の申立期間は、昭和61年4月から平成3年3月までの期間及び8年7月から11年7月までの期間)に係る申立てについては、i) 昭和61年4月から平成3年3月までの期間については、第3号被保険者期間であるが、当該期間に係る種別変更手続は適切に行われており、行政における手続上の過誤を疑わせる事情も見当たらないこと等を理由として、ii) 8年7月から11年7月までの期間については、申立人の夫の国民年金保険料納付に係る記憶は不明確であること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年4月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当初の申立期間のうち平成8年7月から11年7月までの期間を含む8年7月から11年12月までの期間について、国民年金保険料を納付したことを示す資料として、新たに9年分から12年分までの確定申告書控えを提出しており、これら確定申告書控えの社会保険料控除額を記載する欄には、毎年1年分の国民年金保険料の現年度保険料とほぼ一致する金額が記載されているが、この期間について、申立人は国民健康保険料を納付しているにもかかわらず、同欄に国民健康保険料額が計上されている形跡が無い上、申立人は、同欄に計上する金額の内訳が記載された箇所の控えを所持しておらず、記載金額の内訳を確認できないほか、申立人の夫は、「11年12月まで国民年金保険

料を納付していた。」としているにもかかわらず、前述のとおり、12年分の確定申告書控えにも、社会保険料控除額として国民年金保険料と一致する金額が記載されているなど、当該確定申告書控えの記載内容に不合理な点が散見され、必ずしも実際の納付状況を反映したものとは言えない状況がうかがわれる。

このため、申立人が新たに提出した資料は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1410

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 1 日から 53 年 6 月 1 日まで

A社を設立した先輩に誘われ、昭和 51 年 10 月 1 日に同社に入社した。給与が銀行振込だったため、通帳を新規に作成しており、同年 10 月分の給与からその通帳に振り込まれている。

申立期間に健康保険証を使って病院にかかったこともあるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人より提出された預金通帳より、振込元は確認できないものの、昭和 51 年 10 月 26 日から定期的に給与と推認できる金額の振込が開始されていることが確認できる。

しかし、申立人が以前勤務していた事業所から、A社へ転職している複数の同僚の被保険者記録を調査したところ、これらの同僚について、入社当初の被保険者記録が見当たらないことから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、商業登記簿謄本による調査をしたが、A社は平成 19 年 9 月 4 日に閉鎖されている上、後継企業とみられるB社の厚生年金保険事務手を代行しているC社に照会をしたところ、「当時の資料は無く不明である。」との回答があり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 53 年 6 月 1 日資格取得、54 年 4 月 11 日資格喪失となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない

三重厚生年金 事案 1411

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 4 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで
② 昭和 20 年 9 月 30 日から 22 年 4 月 15 日まで

申立人は、A社（現在は、B社）の青年学校で教師をしていた際の厚生年金保険の加入について気がつかなかったが、申立人の遺品の中にあつた履歴書等を基に年金事務所に照会したところ、申立期間①及び②の間の記録が見つかり、基礎年金番号に統合された。当該期間の前後も働いていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出されたC共済組合の人事記録より、申立人が申立期間①及び②にD青年学校の教諭として勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①は労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用期間であり、同法では、工場や炭鉱で働く男子の肉体労働者のみを対象としていたところ、申立人は、「青年学校の教師をしていた。」と申し立てていることから、申立人は労働者年金保険の被保険者ではなかったものと考えられる。

また、A社E工場の厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①及び②に資格取得している者の記録を確認したものの、申立人に係る記録は、既に統合された昭和 19 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 30 日までの記録以外は見当たらない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人はA社E工場の前身

である「F社」において昭和19年6月1日に資格を取得し、20年9月30日に資格を喪失しており、被保険者名簿の記録と一致している。

加えて、B社に照会したところ、同社が保管していた健康保険被保険者資格喪失届には、申立人の資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日は20年9月30日と記載されていることが確認でき、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、申立人は昭和19年6月1日に「F社」において厚生年金保険被保険者の資格を取得し、厚生年金手帳番号が払い出されているが、その手帳番号が記載されている厚生年金手帳番号払出簿の同一ページにおいて、申立人と同時期に手帳番号が払い出されている24人のうち連絡先が判明した一人に照会したところ、当該同僚は、昭和18年頃に約半年間青年学校に通っていた時期について申立人のことを記憶しているものの、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社E工場の厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に厚生年金保険の被保険者記録がある同僚のうち、連絡先の判明した二人から聴取したところ、一人は申立人のことを記憶しているものの、青年学校に通っていた時期や申立人が在籍していた時期は不明としており、別の一人は申立人のことを記憶していないことから、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1412 (事案 101 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月から 42 年 1 月 4 日まで
② 昭和 42 年 1 月 4 日から同年 2 月 11 日まで

申立期間①について、A社に間違いなく勤務しており、同僚の氏名も思い出したので、再度調査の上、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②について、給料は毎月 5 万円ぐらい支給されていたが、年金事務所の回答では標準報酬月額が 3 万 9,000 円となっているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、前回、i) A社に係る申立人の雇用保険加入記録により、申立期間において申立人が同事業所に勤務していたことは確認できるが、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 42 年 1 月 4 日と記載され、同年 1 月 14 日付けの社会保険事務所(当時)の受付印が押されていることが確認できること、ii) B市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し申立期間の保険料を全て納付していること、等を理由として既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 7 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①について、今回、申立人は同僚の氏名を思い出したので事実関係を再確認してほしいと主張していることから、申立人から提示があった複

数の同僚に照会したところ、申立人のことを記憶しているものの、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

また、上記同僚の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、同僚が記憶している入社日と資格取得日が相違していることから、A社においては必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない

申立期間②について、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額と、申立期間当時支給されていた給与の手取り額が相違していると申し立てている。

しかし、A社に照会したところ、「当時の資料が無いため不明である。」との回答があり、申立人の申立期間②の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができなかった。

また、申立期間②にA社において厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、上記同僚の標準報酬月額を調査したところ、申立人とほぼ同額であることが確認でき、事業主が申立人の標準報酬月額のみ、ほかの同僚と異なる取扱いを行ったとは考えられない。

加えて、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票に記録されている標準報酬月額と、オンライン記録とは一致しており、申立人に係る標準報酬月額の記録管理に不自然な点は認められない。

このほか、申立期間②について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1413

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 11 月 1 日から 19 年 10 月 11 日まで
② 平成 17 年 8 月
③ 平成 17 年 12 月
④ 平成 18 年 7 月
⑤ 平成 18 年 12 月
⑥ 平成 19 年 7 月

申立期間について、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額と、実際に受けていた報酬額に差が有るので、調査の上、標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人が主張するとおり、当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額よりも高い額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給与明細書及び源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

申立期間②から⑥については、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳から、平成17年8月、同年12月、18年7月、同年12月、19年7月に賞与が支払われているものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、平成19年7月の賞与額については、オンライン記録の標準賞与額と一致している。

このほか、申立期間について、標準報酬月額及び標準賞与額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1414

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 26 日から 62 年 10 月 26 日まで
申立期間について、オンライン記録の標準報酬月額と実際に受けていた報酬額に差が有るので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された源泉徴収票及び市・府民税特別徴収税額通知書から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額よりも高い額であることが確認できる。

しかし、申立人から提出された申立期間の一部に係る源泉徴収票及び市・府民税特別徴収税額通知書に記載されている社会保険料控除額から算出した厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1415

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月頃から30年11月頃まで

私は、昭和27年にA市にあるB社に入社し、商品の注文や引取り、配達、買い物等の仕事をしていました。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和35年9月1日であり、申立期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している同僚に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

さらに、B社に照会したところ、「申立人が勤務していたことを覚えている者はいたが、勤務期間も特定できない上、当時の資料が残っていないため不明である。」との回答があり、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関係資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1416

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月16日から28年4月8日まで
A社には、その前に勤めていた会社の同僚に誘われて一緒に転職した。その同僚はすぐに辞めてしまったが、私はしばらく勤めていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員台帳により、退職日は不明であるが、申立人が同事業所に昭和27年3月16日から勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、「申立人の退職日の記録は確認できず、申立期間の賃金台帳及び厚生年金保険台帳も廃棄されているため、申立人の厚生年金保険の加入状況については不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したところ、「入社後、半年から1年間は臨時工の期間があった。」と供述しており、当該同僚が記憶する入社日から厚生年金保険資格を取得するまでに半年から1年以上の未加入期間があることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が一緒に転職したとする同僚についても、A社において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和27年1月1日資格取得）から*番（昭和28年5月1日資格取得）

までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月31日から10年1月1日まで

私は、平成9年12月31日付けで退職したため、厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は10年1月1日であると思っていた。次の職場には同日付けで採用をお願いし、空白期間は全く無いつもりでいたので、ねんきん特別便を見て驚いた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社における雇用保険の加入記録では、申立人の離職日は平成9年12月31日であることが確認できる。

しかし、A社から提出された申立人に係る平成10年1月給与支給控除一覧表では、9年12月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、同社は、「給与は15日締め、25日払いである。保険料は翌月控除であり、申立人の9年12月の保険料控除はしていない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月頃から 47 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 9 月から A 市（現在は、B 市）にアルバイトとして勤務するようになり、同年 12 月から臨時職員になった。42 年 2 月 1 日に A 市、C 市、D 市が合併し B 市となり、それぞれ E 支所、本庁、F 支所と名称は変わったが、私は E 支所で G 課に配属となり、退職するまで継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が記憶する複数の同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が B 市に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記同僚のうちの一は、「私は職員として就職したため共済組合に加入していたが、申立人はアルバイトで入り、退職するまで臨時職員として勤務していた。」と供述している上、当該同僚は共済組合の組合員であったことが確認できる。

また、申立期間において B 市の厚生年金保険被保険者であった同僚の一は、「私は B 市 E 支所で臨時職員として勤務していた。私は労働組合の活動をしており、同市と交渉し、組合員が厚生年金保険に加入できるような活動をしたため、加入することができた。しかし、組合員でなければ臨時職員であっても厚生年金保険に加入できなかった。」と供述していることから、同市においては必ずしも入所と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、B 市に照会したところ、「本事業所にお

いては、申立期間には一部の対象者しか厚生年金保険の適用をしていなかった。当時の記録に申立人の記録は無く、厚生年金保険の適用をしていなかったと思われる。」との回答があった。

加えて、申立人のB市における雇用保険の加入記録は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。